

京都市告示第 91 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 28 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
墨染通	東山区福稲高原町 1 番地の 1 地先から	旧	メートル 365.30	メートル 7.45 ~ 19.50
	同区福稲下高松町 37 番地の 1 地先まで	新	372.90	13.90 ~ 45.88
福稲緯 7 号線	東山区福稲下高松町 41 番地の 1 地先から	旧	39.70	1.19 ~ 4.40
	同町 42 番地の 6 地先まで	新	16.10	1.40
山科竹鼻緯 6 号線	山科区御陵四丁野町 78 番地の 2 地先から	旧	51.00	3.40 ~ 6.60
	同区御陵大津畑町 22 番地の 21 地先まで	新	51.00	4.06 ~ 11.00
山科竹鼻緯 9 号線	山科区竹鼻西ノ口町 74 番地の 1 地先から	旧	97.30	2.00 ~ 5.80
	同区厨子奥若林町 73 番地の 1 地先まで	新	97.30	2.19 ~ 8.50

山科御陵経4 の3号線	山科区御陵大津畑町60番地の3地先から	旧	137.30	5.75 ~ 6.25
	同区厨子奥若林町73番地の13地先まで	新	137.30	5.75 ~ 6.22
新町通	南区東九条下殿田町70番地の15地先から	旧	183.60	6.00 ~ 16.25
	同町70番地の21地先まで	新	183.60	6.00 ~ 16.32

(建設局土木管理部道路明示課)